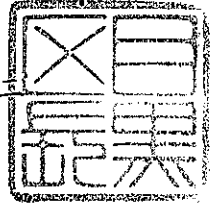




目都土 第96号
平成19年5月8日

国土交通省
道路局長 宮田年耕 様

目黒区長 青木英



中期的な計画の作成にあたっての意見について（回答）

日頃の本区街づくりに対するご支援に感謝申し上げます。

さて、本区は、実施計画（平成19年度～平成23年度）で「少子高齢社会への対応」「区民の安全・安心の確保」「環境問題への取組み」の3つを重点化対象事業に位置づけ、あわせて都市マスタープランの実現に向けて街づくりに取り組んでおります。こうした取組みには、国の効果的な支援が欠かせないものと考えておりますので、今後の道路行政を進めるにあたりまして特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、中期的な計画の作成にあたっての意見につきましては、下記のとおりでございます。

記

1 都市計画道路の整備促進と都市防災対策の推進について

安全・安心の街づくりの一環として、都市計画道路の整備と一体となった沿道街づくりを重点的に実施し、密集市街地における都市防災対策を推進すること。

2 歩行空間のバリアフリー化の推進について

歩行者ネットワークの形成に向けた安全で安心して通行できる歩行空間の確保・充実を図るため、歩車道の分離や沿道建築物のセットバックによる歩行空間の拡充、駐輪・駐車場整備、電線類地中化、鉄道立体化による踏切除去などを駅周辺地区や公共施設周辺で集中的・効果的に実施すること。

3 道路環境の整備促進について

地球温暖化対策に向け、地球環境にやさしい道路環境づくりを実行すること。そのためには、交通騒音・振動対策として低騒音・低振動舗装の充実や自動車排気ガス対策として光触媒技術などを用いた窒素酸化物の除去を進めるとともに、沿道緑化対策を推進すること。

4 道路特定財源制度の見直しについて

国の中期的な計画の策定にあたっては、地方自治体が抱えている放置自転車対策や電線類地中化、住民要望の高い交通バリアフリーのネットワーク化形成に向けた公共交通の充実、生活道路の維持・整備などの諸課題の解決に向けた財政支援を考慮しつつ、道路及び公共交通全体の健全な発展に予算が配分されるように制度を見直しすること。

以上